

バラスト水管理条約の現状と課題について

バラスト水管理条約とは・・・

■ 正式名称

International Convention for the Control and Management of Ship's Ballast Water and Sediments, 2004

(2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約)

■ 目的

船舶バラスト水を適切に管理し、バラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動を防止、最小化、最終的には除去することにより、海洋環境保護、生物多様性の保持等を図ること。

■ 採択・発効要件

採択：2004年(平成16年)2月

発効要件：**30カ国以上**の国が批准し、かつ、その合計商船船腹量が世界の全商船船腹量の**35%以上**となった日の**12ヶ月後**

現状：批准国数**37カ国**、合計商船船腹量**30.32%**(2013年6月20日現在)
(日本は未批准)

■ 主な規制内容

● バラスト水管理の実施

船舶の建造時期及び大きさに応じ、**排出基準を満たすバラスト水処理**を義務化。
(排出基準適用開始までは、**バラスト水交換**でも可。)

<バラスト水排出基準>

対象生物		排出濃度(生存個数)
50μ m以上の生物 (主として動物プランクトン)		10個/m ³ 未満
10~50μ mの生物 (主として植物プランクトン)		10個/ml未満
細菌	病毒性コレラ (O1及びO139)	1 cfu/100ml未満 又は、動物プランクトン1g当たり1cfu 未満
	大腸菌	250 cfu/100ml未満
	腸球菌	100 cfu/100ml未満

cfu : colony forming unit (群体形成単位)

- バラスト水処理装置等に係る**定期的検査**(400総トン以上)
- 外国の港における**寄港国検査(PSC:ポーステートコントロール)**

バラスト水条約の基準の適用時期

建造年	船舶のバラスト水容量(m ³)	2004-2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018以降	
既存船														
2008年以前建造船	1500以上 5000以下			バラスト水交換(※)で対応可								バラスト水排出基準の適用		
	1500未満 又は 5000超													
新造船														
2009年以降	5000未満								バラスト水排出基準の適用					
2009-2011年	5000以上			バラスト水交換(※)で対応可										
2012年以降														

※バラスト水交換基準：陸岸から200海里(不可能な場合は50海里)以遠かつ水深200m以上の海域で全容量の95%以上を交換。

- **基準適用開始時期が条約に具体的に明示されているため、条約発効後直ちに、2009年建造船から順次、排出基準に対応するためのバラスト水処理装置の搭載が必要。**

条約発効のための課題

- ✓ **PSCにおけるサンプリング手法の確立**
各港で混乱の恐れ。パナマ、シンガポール等船主国への影響甚大。
- ✓ **バラスト水処理装置の開発と供給体制の確立**
2011年11月現在、IMOの最終承認取得型式は12件のみ。
(国による型式承認取得件数:7件)
- ✓ **バラスト水処理装置の承認に係る技術課題の解決 等**



世界の海事産業に極めて大きな影響を与えることから、条約発効後の規制内容の円滑な履行を図るため、IMOでサンプリング等に係る技術的検討を継続中。